

鳥取県移住就業等支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで)

○交付申請は下記提出先に郵送又は持参してください。(申請者:市町村)

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (交付決定のあった日の属する年度の2月20日まで)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

※中止又は廃止したときは、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日まで報告してください。

問い合わせ先 交流人口拡大本部ふるさと人口政策課

鳥取県鳥取市東町1-220

電話0857-26-7639 jinkouseisaku@pref.tottori.jp

※資料提出は、東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所にご提出ください。